



後見センターレポート vol.6 (平成26年10月)

報告書は指定月に忘れず提出しましょう。

後見センターでは、後見等事務報告書、財産目録、収支状況報告書等の提出を、毎年、予め定められた月(指定月といいます。)に、自主的に報告していただくようお願いしています。指定月は、毎年同じ月ですので、忘れないようにしてください(指定月の分からない方は、後見センターまで連絡してください。)。なお、報告がない場合には、専門職調査人による調査を行ったり、後見人等の職を解いたりすることがあります。

親族への贈与、貸付け等については予め相談しましょう。

親族後見人等が、本人の意思を尊重したとして、本人の財産から、自己の親族(配偶者、兄弟姉妹、子等)に対して、贈与や貸付けなどをする事例が散見されます。このような事例の中には、本人の利益を損なうものがあります。発覚した場合には、後見人等を解任されたり、損害の填補を求められたりします。このようなことが起こらないよう、予め後見センター宛に書面で問い合わせをするようにしてください(書面の形式は問いません。)

立替金は後見監督人に申し出るようにしましょう。

後見人は、被後見人に対する債権がある場合、後見監督人に対して、その申し出をしないと債権を失うこととなります(民法855条2項)。申し出をすべきときにしないでその後に立替金があるなどの説明をされる方もおられますが、債権は失われておりますので、立替金がある場合には、忘れずに後見監督人に申し出をするようにしてください。

臨時保佐人の選任の申立てを忘れないようにしましょう。

保佐人又はその代表する者と被保佐人との利益が相反する場合、臨時保佐人の選任が必要です(民法876条の2第3項)。保佐人との間だけではなく、その代表する者(未成年の子や法人も含みます。)との間でも必要です。また、代理権を行使する場合に限定されませんので、代理権の有無に関わりなく必要です。遺産分割協議等、利益相反となる場合に選任の申立てを忘れないようにしてください。申立てがない場合には、保佐監督人を選任することがあります。なお、補助人の場合も同じです(民法876条の7第3項)。

信託の利用件数が増加しています。

後見センターでは、平成24年2月から、信託の利用を進めています。平成26年8月末時点において、利用件数は、749件(概数)に及んでいます。なお、前号でもお伝えしましたが、本人の流動資産が500万円以上の方を検討対象としています。

調査人の選任件数が増加しています。

後見センターでは、平成24年10月から調査人の選任を開始しています。平成26年8月末時点において、選任件数は、191件(概数)に及んでいます。後見人等による報告遅滞や報告不備等、その他必要があるときには、今後とも、専門職調査人の調査により、現金出納帳の作成の有無の確認、領収書の確認、預金通帳等の原本確認等を行う予定です(必要に応じて本人の調査も行うことがあります。)